

高津区区民会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置する高津区区民会議（以下「会議」という。）の組織について、条例及び川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成)

第2条 会議は、規則第3条第1項に掲げる分野に応じて定数を定める分野別委員並びに川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）及び川崎市区役所支所及び出張所設置条例（昭和46年川崎市条例第39号）の規定に基づく高津区役所及び橋出張所の所管区域（第3項において「高津地区」及び「橋地区」という。）に応じて定数を定める地区別委員それぞれ10人以内をもって組織する。

2 前項の分野別委員は、条例第3条に規定する調査審議事項及び団体の活動内容、規模等を考慮し、区長が推薦を依頼するものとする。

3 第1項の地区別委員は、高津区全町内会連合会からの推薦及び公募によりそれぞれ5人以内の定数を、高津地区及び橋地区の人口比率を考慮し区長が割り当てるものとする。

(委員の公募)

第3条 前条第3項の公募の実施に当たり、申込み及び選考に係る事項は、区長が別に定める。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、総務企画課企画調整担当において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。